

○関西エアポート株式会社が保有する写真の取扱いに関する規程

(平成 28 年1月 20 日規程第 29 号)

最終改正 令和6年5月 29 日 規程第 87 号

(目的)

第 1 条 この規程は、関西エアポート株式会社(以下「会社」といいます。)が保有する写真(以下「写真」といいます。)の使用に関し、その使用料金(以下「写真使用料」といいます。)その他必要な事項を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第 2 条 写真を使用できる媒体は、次に掲げるものとします。

- (1) 新聞、書籍、雑誌等の出版印刷、刊行物
- (2) テレビ番組、映画等の映像作品
- (3) 雑誌、パンフレット、カタログ、ポスター、テレビ CM 等の広告及び宣伝媒体
- (4) ホームページ等の WEB 媒体
- (5) その他会社が特に認めるもの

(主管部署)

第 3 条 この規程の主管部署は、管理本部グループコーポレートコミュニケーション部パブリックリレーション(以下「CC 部」という。)とする。

(使用許可申請)

第 4 条 写真を借受け、使用しようとする者(以下「申請者」といいます。)は、当該写真が掲載又は放送される日の 14 日前(土曜日、日曜日又は休日にあたる場合はその前日)までに、関西エアポート株式会社保有写真使用申請書(第 1 号様式)(以下「申請書」といいます。)1 通に、写真を使用する目的、媒体の配布・放送対象、内容を記載した企画書(様式自由)を添えて会社に提出するものとします。

(使用許可)

第 5 条 会社は、前条の申請書及び企画書を受理したときは、申請内容について審査を行うものとします。

2 会社は、前項の審査により使用を許可することが適当であると認めるときは、当該申請者に対し、申請書受理日から1週間以内にその旨を通知するものとします。この場合において、会社は必要に応じて、写真の使用にあたっての条件を付すことができます。

(写真の貸与)

第 6 条 前条に基づき、会社が写真の使用を認めるときは、会社は、原則として当該写真のデジタルデータを電子メールで、前条の許可を受けた者(以下「写真使用者」といいます。)に貸与するものとします。ただし、古い写真等デジタルデータでの貸与が困難である場合は、会社は写真・ポジ等の現物を郵送にて貸与することがあります。

2 写真の貸与期間は、会社が貸与した日から1年以内とします。

(写真使用料)

第7条 写真使用者は、次に掲げるところにより会社に写真使用料を支払わなければなりません。

(1) 写真使用料は、別紙のとおりとします。

(2) 写真使用料は、掲載又は放送予定日の前日(土曜日、日曜日又は休日にあたる場合はその前日)までに別途通知する口座に振り込むものとし、振込手数料は、写真使用者が負担するものとします。

2 写真使用料が前項第2号の期日までに支払われない場合は、会社は、写真使用者が写真の使用を中止したとみなし、写真の使用許可を取り消すとともに、直ちに写真を返却することを求めます。この場合において、写真の返却に関する取扱いについては、第15条の規定によるものとします。

(写真使用料の免除)

第8条 会社は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、写真使用料を免除します。

(1) 国、地方公共団体等が広報活動で使用するとき

(2) 教育又は福祉に使用されるとき

(3) 会社が運営している空港内の事業所が研修又は自社の広報のために使用するとき

(4) 空港の広報宣伝に資する場合で、会社が協賛、後援を行う等、会社が適当と認めるとき

(5) 報道機関の報道に関する使用の場合 ※企画番組は除く

(写真使用内容の変更)

第9条 写真使用者が、許可を受けた日以降に、写真使用の申請内容について変更を希望するときは、速やかにその変更内容を会社に申し出て、再度許可を受けなければなりません。

(使用写真の変更又は使用中止)

第10条 会社は、第6条に基づき貸与した写真について、撮影日現在と施設の存否、形状等が異なり、当該写真を使用することで誤解を与える場合等、使用が適切でないと判断したときは、写真を変更、又は使用を中止させることがあります。

(写真使用料の払戻し)

第11条 第7条第1項に基づき支払われた写真使用料は、事由の如何にかかわらず払戻ししないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、前条により会社が当該写真の使用を中止させたときは、会社はその写真使用料の全部を払戻します。この場合の振込手数料は、会社が負担します。

(使用態様)

第12条 写真は1媒体1用途1回限りの非独占的使用(1回使用)に限ります。

2 各媒体・用途における1回使用の規定は次のとおりとします。

(1) 新聞記事・広告1日1紙

(2) 雑誌記事・広告1誌1号

(3) 書籍1刊行物1版(表紙・外函での使用と本文での使用は別使用とみなします)

(4) テレビ番組1番組1放送(番組タイトルでの使用と番組内での使用は別使用とみなします)

(5) テレビCM1クール1局

(6)その他(PR誌、会社案内、パンフレット、カタログ、ポスター、カレンダー、カード、映画、ビデオ等)1タイトル1版

(写真提供者の表示)

第13条 写真使用者は、写真の使用にあたっては、当該写真に会社が指定するクレジットを付けなければなりません。ただし、会社が特に認める場合はこの限りではありません。

(成果物の提出)

第14条 写真使用者は、写真を使用した成果物が完成したときは、速やかに会社に1部提出しなければなりません。この場合において、当該成果物が動画であるときは、ビデオ、DVD等により提出するものとします。

(写真の返却)

第15条 写真使用者は、写真を使用した後は速やかに会社に返却しなければなりません。写真の貸与がデジタルデータによる場合は、デジタルデータの消去をもって返却したものとみなします。
2 返却された写真に汚損若しくは破損又は写真の紛失があった場合は、写真1枚につき10万円を賠償金として会社にお支払いいただきます。

(禁止行為)

第16条 写真使用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 会社の貸与する写真が現物写真の場合において、会社の同意を得ずにデジタル化し、電子的に蓄積し、又はインターネットその他のマルチメディアにおいて使用すること。
 - (2) 写真の無断複製、転売、転貸、改ざん、改変、翻案等、著作権又は著作者人格権の侵害となる行為を行うこと。
 - (3) 写真に解説文を付す場合において、写真撮影時の意図・趣旨を逸脱し、又は写真の内容が事実関係に則っていないものを掲載・放送すること。
- 2 写真使用者が前項の禁止行為を行った場合は、直ちに写真の使用を中止し、既に発行されたものについては回収し、又は放送が既に行われた場合等回収が困難であるときは、写真1枚につき10万円を損害賠償金として会社に支払わなければなりません。
- 3 写真使用者が第1項の禁止事項を行ったことにより、空港又は会社はその名誉を毀損され、又は風評被害等を被った場合は、写真使用者は、前項の損害賠償金のほかに空港又は会社が被った損害に対する賠償金を支払わなければなりません。
- 4 第2項の場合において、会社は、使用を中止された写真について、第7条により写真使用者から会社に対して支払われた写真使用料は返還しません。

(写真の肖像権等)

第17条 会社は、貸与する写真に含まれる人物、絵画、写真等にかかる肖像権、商標権、意匠権、著作権又は利用権を有しておらず、またその権利者から写真の二次的な利用について一括して許可、許諾等を得ておりません。第7条の写真使用料には、これらの許可、許諾に関する料金その他の対価は一切含まれません。これらの許可、許諾を得ることは、写真の使用形態を決定する写真使用者の責任

とし、必要な許可、許諾等を得なかったために権利者と紛争が生じた場合、写真使用者は、弁護士費用を含め、会社が被った一切の損害について、その賠償の責めを負うものとします。

(専属的管轄裁判所)

第 18 条 この規程に関する争いは、大阪市に所在する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行します。

別紙(第7条、第8条関係)

関西エアポート株式会社保有写真使用料

本料金は会社が保有する写真を貸与する場合にお支払いいただくものです。

1. 料金設定

用途	金額
出版印刷（新聞、雑誌、単行書、教科書、社内報等）	¥30,000
テレビ番組、映像作品の本編	¥40,000
広告、宣伝媒体（カタログ、DM、広告、ポスター、カレンダー等）	¥50,000
広告、宣伝媒体（テレビCM等）	¥100,000
WEB媒体（ホームページ等）	¥100,000

2. 写真使用料の免除

- ・国、地方公共団体等が広報活動で使用する時
- ・教育又は福祉に使用される時
- ・会社が運営している空港内の事業所が研修又は自社の広報のために使用する時
- ・空港の広報宣伝に資する場合で、会社が協賛、後援を行う等、会社が適当と認めるとき
- ・報道機関の報道に関する使用の場合 ※企画番組は除く

3. お支払い方法

- ・写真使用料は、掲載又は放送予定日の前日（土曜日、日曜日又は休日にあたる場合はその前日）までに別途通知する口座に振り込むものとし、振込手数料は、写真使用者が負担するものとします。
- ・写真使用料が期日までに支払われない場合は、会社は、写真使用者が写真の使用を中止したとみなし、写真の使用許可を取り消すとともに、直ちに写真を返却することを求めます。この場合において、写真使用者は速やかに会社に返却しなければなりません。写真の貸与がデジタルデータによる場合は、デジタルデータの消去をもって返却したものとみなします。返却された写真に汚損若しくは破損又は写真の紛失があった場合は、写真1枚につき10万円を賠償金として会社にお支払いいただきます。
- ・上記はいずれも、1つの写真を1つの媒体で1回使用する際の写真使用料金（消費税込）です。使用を許可次第、写真をお渡しします。
- ・写真は原則としてデジタルデータでメールにてお渡しします。
- ・古い写真等、デジタルデータでのお渡し難しい場合はこの限りではありません。

関西エアポート株式会社 御中

会 社 名
 住 所
 代表者名 印
 担当者名
 T E L
 E - m a i l

関西エアポート株式会社保有写真使用申請書

下記により写真を借受け使用したいので申請します。

なお、写真使用にあたっては、関西エアポート株式会社が保有する写真の取り扱いに関する規程その他関係諸規則を遵守するとともに、写真使用に伴い貴社又は第三者が被った物的・人的損害に対しては、その一切の責めを負います。

(※写真の使用許可は 1回限り有効、再利用の場合は再申請)

記

1 発行日: 年 月 日(: ~ :)予定
(掲載・放送日)

2 掲載物:
(媒体名称)

3 使用媒体(該当箇所の○を黒く塗りつぶしてください。)
 (1) 出版印刷・刊行物 テレビ番組、映画等の映像作品
 広告・宣伝媒体 WEB 媒体
 (2) その他 ()

4 使用希望写真の概要(二重線内にご記入ください)

希望写真・動画の概要	希望部数	管理番号

※多数の場合は別紙可

5 領収書: 必要(宛先)
 不要

関西エアポート株式会社
年 月 日

上記条件に基づき写真使用を許可します。

6 特記事項:
※使用の目的、配布・放送対象、内容を明記した
企画書を併せてお送りください。

CC 部

写真・動画使用料	領収書番号	受付番号

・備考